

## 防衛省優先的検討規程

### 1 総則

#### (1) 目的

本規程は、防衛施設整備事業について優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、防衛施設の整備等を効率的かつ効果的に進め、もって我が国の平和及び安全の確保並びに国民経済及び地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

#### (2) 定義

本規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

ア P F I 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）

イ 防衛施設 防衛施設のうち、P F I 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等に該当するもの

ウ 防衛施設整備事業 P F I 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等に関する事業であって、防衛施設に係るもの

エ 利用料金 P F I 法第 2 条第 6 項に規定する利用料金

オ 運営等 P F I 法第 2 条第 6 項に規定する運営等

カ 公共施設等運営権 P F I 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権

キ 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。

ク 優先的検討 本規程に基づき、防衛施設の整備等の方針を検討するに当たって、多様な P P P / P F I 手法の導入が適切かどうかを、自ら防衛施設の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること

ケ 事業担当課等 防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部及び防衛装備庁の防衛施設整備事業を担当する課又はこれに準ずるもの

コ P F I 推進チーム P F I 推進チーム設置要綱について（防官施第 2976 号。14.4.1）により防衛省に置かれた P F I 推進チーム

#### (3) 対象とする P P P / P F I 手法

本規程の対象とする P P P / P F I 手法は、次に掲げる一般的な手法とする。

ア 民間事業者が	公共施設等運営権方式
----------	------------

防衛施設の運営等を担う手法	包括的民間委託 O (運営等Operate) 方式
イ 民間事業者が防衛施設の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	B T O (建設Build-移転Transfer-運営等Operate) 方式 B O T (建設Build-運営等Operate-移転Transfer) 方式 B O O (建設Build-所有Own-運営等Operate) 方式 D B O (設計Design-建設build-運営等Operate) 方式 R O (改修Renovate-運営等Operate) 方式
ウ 民間事業者が防衛施設の設計及び建設又は製造を担う手法	B T (建設Build-移転Transfer) 方式 民間建設買取方式

## 2 優先的検討の開始時期

優先的検討は、防衛施設の整備等の方針を検討する場合に併せて行うものとし、6の簡易な検討にあつては防衛施設整備事業に係る事業費の予算要求を行うとした場合の当該予算要求を行う年度（以下「事業費要求年度」という。）の前々年度以前に、7の詳細な検討にあつては事業費要求年度の前年度に、それぞれ行うことを基本とする。

## 3 優先的検討の対象とする事業

次のいずれにも該当する防衛施設整備事業を優先的検討の対象とする。

- ア 新規に役務要員が必要となる防衛施設整備事業であつて、当該役務の外部化が可能であるもの
- イ 民間事業者の運営等のノウハウが蓄積されていると見込まれる防衛施設整備事業
- ウ 仕様の自由度が大きく、民間事業者の創意工夫の余地がある防衛施設整備事業
- エ 民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が期待できる防衛施設整備事業
- オ 建設、製造又は改修を含む防衛施設整備事業にあつては、事業費総額10億円以上
- カ 運営等のみを行う防衛施設整備事業にあつては、単年度の事業費1億円以上

## 4 対象事業の例外

次に掲げる防衛施設整備事業は、優先的検討の対象から除くものとする。

- ア 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている防衛施設整備事業
- イ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第5

1号)に基づく市場化テストの導入が前提とされている防衛施設整備事業  
ウ 民間事業者が実施することが法的に制限されている防衛施設整備事業  
エ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある防衛施設整備事業  
オ 施設の使用目的等により完成時期が決定されているため、PPP/PFI  
手法を適用するための検討期間又は工期の不足が明らかな防衛施設整備事業  
カ PFI法第2条第1項第5号に規定する施設に係る防衛施設整備事業  
キ 武力攻撃事態等において、その業務を隊員が実施する必要がある防衛施設  
整備事業

## 5 適切なPPP/PFI手法の選択

### (1) 採用手法の選択

事業担当課等は、優先的検討の対象となる防衛施設整備事業について、整備計画局施設計画課施設政策室（以下「施設政策室」という。）と調整の上、6の簡易な検討又は7の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

### (2) 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

事業担当課等は、当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合において、採用手法をBTO方式とするときは、施設政策室と調整の上、6の簡易な検討を省略し、7の詳細な検討を実施することにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

## 6 簡易な検討

### (1) 費用総額の比較による評価

事業担当課等は、施設政策室と調整の上、自ら防衛施設の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

5において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

ア 防衛施設の整備等（運営等を除く。）の費用

イ 防衛施設の運営等の費用

ウ 民間事業者の適正な利益及び配当

- エ 調査に要する費用
- オ 資金調達に要する費用
- カ 利用料金収入

## (2) その他の方法による評価

事業担当課等は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、(1)にかかわらず、施設政策室と調整の上、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- ア 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- イ 類似事例の調査を踏まえた評価

## 7 詳細な検討

事業担当課等は、6の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された防衛施設整備事業以外の防衛施設整備事業を対象として、施設政策室と調整の上、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら防衛施設の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

## 8 評価結果の報告

事業担当課等は、6の簡易な検討又は7の詳細な検討による評価結果をPFI推進チームに報告するものとする。

## 9 評価結果の公表

### (1) 簡易な検討の結果の公表

#### ア 費用総額の比較による評価の結果の公表

PFI推進チームは、6(1)の費用総額の比較による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、入札手続の終了後等適切な時期にホームページ上で公表するものとする。

- (ア) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨
- (イ) PPP/PFI手法の簡易評価の内容

#### イ その他の方法による評価の結果の公表

PFI推進チームは、6(2)の方法による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、入札手続の終了後等適切な時期にホームページ上で公表するものとする。

- (ア) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨

(1) 客観的な評価結果の内容

(2) 詳細な検討の結果の公表

P F I 推進チームは、7 の詳細な検討の結果、P P P / P F I 手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、入札手続の終了後等適切な時期にホームページ上で公表するものとする。

ア P P P / P F I 手法を導入しないこととした旨

イ P P P / P F I 手法の簡易評価の内容

10 細部事項

本規程に定めるもののほか、優先的検討に関し必要な細部事項は、P F I 推進チームで決定するものとする。